

長野県出資等外郭団体「改革基本方針」用語の整理（案）

改革基本方針	対象団体	定 義
事業推進に対して積極的に支援	しなの鉄道 等	県職員の派遣や財政支出などを行い、県の施策と一体となって事業を推進している団体に対して積極的な支援を行う。
必要な県関与の継続	消防協会 等	団体が行っている事業に対する県の役割・責任のあり方を踏まえ、人的・財政的な支援を必要な範囲内において行う
事業の効率化	信用保証協会 等	事業効果を検証したうえで真に必要な事業に重点化するとともに、事業の縮小、コスト削減などの事業の効率化を行う。
業務量に見合った効率的な業務の実施	体育協会	-
自立的な運営	社会福祉協議会 等	県の人的・財政的支援に依存することなく、自らの意思で自主事業を実施するなど、自立的な団体運営を行う。
民間主導の団体として運営	緑の基金	-
民間主導の団体として運営しつつ必要な県関与の実施	国際交流推進協会	民間主導の位置付けを維持しつつ、財源確保や歳出削減の取組を前提として、県の果たす役割の範囲内で必要な支援を行う。
市主導の運営を継続	塩尻・木曽地場産 飯伊地場産	-
機能の存続	土地開発公社	事業を縮小のうえ、機能を存続する。
団体の廃止	道路公社	-